

令和8年度地域振興の核となる人材育成講座開催業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度地域振興の核となる人材育成講座開催業務

2 目的

農山村地域では、農作物の生産条件が不利なことや、生活環境が整っていない等の理由により、多くの地域で人口が減少傾向にある。

一方、住民自ら、あるいは地域外からの移住者により、その地域が有する魅力を再認識して地域活動を維持・発展させ、特色のある活動を展開している地域もある。

そこで、農業による地域振興に取り組む意向のある地域を対象に、地域を牽引できる人材が中心となって地域課題を解決できるよう、「地域課題解決講座」を開催する。

また、都市と農村の交流を生む主体（農家民宿や直売所の運営者等）を対象に、地域交流拠点を運営し、地域振興に取り組む上で必要となる個別スキルについて学ぶ「スキルアップ講座」を開催する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 契約限度額

3,400,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 委託業務の内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。なお、これらの事項は委託者が想定する必要最小限のものであり、具体的な内容は提案に基づき、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

(1) 地域課題解決講座

ア 業務内容

- ①企画
- ②講師の選定、交渉及び手配
- ③受講者の募集及び取りまとめ
- ④資料作成
- ⑤会場準備及び講座の進行
- ⑥受講者に対するアンケート及び取りまとめ

イ 対象者

農業による地域振興に取り組む意向のある地域のリーダー、地域住民、地域おこし協力隊、市町村担当者等

ウ 内容

地域課題の解決をスムーズに進めるため、地図を用いたグループワークを通じて、現状課題の把握や目指す姿を検討するとともに、地域における話合いの始め方から進め方、合意形成や取りまとめ手法等を学ぶ講座とする。

エ 開催回数

4回程度

オ 講座のテーマ

技術提案書に記載の提案内容を基に、委託者と受託者が協議の上、決定する。

カ 受講者数

30名程度/回

キ 契約限度額

2,700,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(2) スキルアップ講座

ア 業務内容

- ①企画
- ②講師の選定、交渉及び手配
- ③受講者の募集及び取りまとめ
- ④資料作成
- ⑤会場準備及び講座の進行
- ⑥受講者に対するアンケート及び取りまとめ

イ 対象者

都市と農村の交流を生む主体（農家民宿や直売所の運営者等）

ウ 内容

地域交流拠点を運営し、地域振興に取り組む上で必要となる個別スキルについて学ぶ講座とする。

エ 開催回数

1回程度

オ 講座のテーマ

技術提案書に記載の提案内容を基に、委託者と受託者が協議の上、決定する。

カ 受講者数

40名程度/回

キ 契約限度額

700,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 実施体制

- (1) 本業務の実施に当たり、必要に応じて適正な人員を配置することとし、事業の進捗状況を適宜委託者に報告する等、委託者との連絡を密に行い、事業の進捗を管理する総括責任者を1名配置すること。ただし、専任である必要はない。
- (2) 本業務の実施に当たり、会計、人事管理等の庶務に関する担当者を明確にすること。
- (3) 本業務の実施に当たり、スタッフの配置、責任の所在、連絡体制等を明確にした実施体制表及び事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、書面を委託者に提出すること。
- (4) 総括責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

7 業務委託費の範囲

業務委託費には、上記に関わる業務に必要な人件費、報償費、旅費、宿泊費（事業参加者及び自治体職員等に係る経費は含まない。）、会場費、消耗品費、企画立案費、調査・打合せ業務等に要する経費を含むこととする。

8 業務実施について

受託者は、契約締結後速やかに、業務の進め方や講座の内容等について委託者と協議し承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、委託者、対象とする市町村等と十分協議した上で行うこと。

9 納品物及び納品場所

- (1) 納品物
委託業務完了報告書（紙媒体1部、電子データ一式）
各講座の実施概要、状況が分かる写真を添付した報告書を作成すること。
- (2) 納品場所
岡山県農林水産部農村振興課
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

10 支払条件等

全ての業務が完了し、委託者の実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。ただし、受託者からの申し出により、本業務の遂行上必要があると認められるときは、一部を前払いすることができる。

11 業務の履行に関する措置

- (1) 本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、委託者は受託者に対して、その理由を明示した書面等により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。
- (2) 受託者は、上記要求があった場合は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、

その結果を要求があった日から 10 日以内に委託者へ通知しなければならない。

- (3) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、委託者は契約の取消しができる。この場合、委託者に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。
- (4) 災害その他の不可抗力等、委託者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が調わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。
- (5) 委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

12 契約に関する留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め委託者に報告し承認を得なければならない。
- (2) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。また、本業務を行うに当たり、第三者に損害を生じさせた場合は、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得たデータ等、全ての情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 受託者は本業務の実施に当たり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守し、個人情報の保護については十分留意し、漏えい、滅失及びき損等を生じないこと。
- (5) 著作権等に関すること
 - ア 本業務により得られた成果は委託者に帰属するものとする。
 - イ 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
 - ウ 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
 - エ 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
 - オ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) ただし、以下の著作物に該当する場合は、前項の適用を除外する。
 - ・受託者や再委託先が所有しているマッチングサイト

- (7) 本委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。
- (8) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が発生した場合については、委託者と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。